

観光対策事業補助金 申請者を募集

柏崎市内に事務所又は事業所を有する団体が実施する、新たな観光価値の創出や実施体制の強化等を図る取組に対し、補助金を交付します。地域内における経済効果の拡大、観光産業の発展と誘客促進、交流人口の増加による知名度の向上などを図るのが狙いです。

この事業は、平成 31 (2019) 年度に限り実施するもので、これまで (公財) 中越沖地震復興基金が取り扱ってきた事業の枠組を引き継ぎ実施するものです。

1 対象者

柏崎市内に事務所又は事業所を有する団体

2 対象事業等

新たな観光価値の創出や実施体制の強化等を図る取組であって、観光産業の発展や誘客促進につながる事業で、来年 3 月末までに完了するもの。

直接、営利を目的とする事業、政治活動や宗教活動を目的とする事業は、対象となりません。

3 補助率等

	補助率	補助限度額
(1) 商品造成・ブランドアップ	4 分の 3	制限なし
(2) 外部人材活用	5 分の 4	制限なし
(3) その他誘客促進に資する事業	4 分の 3	一事業当たり 1,000 千円

4 対象経費

需用費、広告宣伝費、委託費、会場設営費、企画運営費、機器借上料、報酬、謝金、旅費その他事業の遂行にあたり必要と認める経費

5 募集開始

平成 31 (2019) 年 4 月 1 日

6 予算額

13,587 千円

詳細は、別紙「新潟県柏崎市観光対策事業補助金交付要綱」参照